

# 第 2 9 回総会議事録

(令和 4 年 1 1 月 2 5 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第29回総会 議事録	
日時	令和4年11月25日（金曜日）14時00分～15時40分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A B
出席者の状況	総農業委員数 25名 出席農業委員数 22名 （農業委員12名・農地利用最適化推進委員10名） 欠席農業委員数 3名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第8号議案 農地法第32条の規定に基づく農地利用意向調査について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知について</p> <p>3 その他</p> <p>人・農地プランについて</p> <p>令和4年度農地利用状況調査の結果に基づく通知について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>13号 許可</p> <p>14号 許可</p> <p>15号 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>11号 許可相当</p> <p>第3号議案</p>

	<p>21号 承認</p> <p>第4号議案</p> <p>53号 承認</p> <p>54号 承認</p> <p>55号 承認</p> <p>56号 承認</p> <p>57号 承認</p> <p>58号 承認</p> <p>59号 承認</p> <p>60号 承認</p> <p>61号 承認</p> <p>62号 承認</p> <p>63号 承認</p> <p>64号 承認</p> <p>第5号議案</p> <p>保14-08 承認</p> <p>第6号議案</p> <p>14号 承認</p> <p>15号 承認</p> <p>第7号議案</p> <p>7号 承認</p> <p>8号 承認</p> <p>第8号議案</p> <p>承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 午後2時00分)</p> <p>農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p>
議長	<p>第29回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は22名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第29回総会を開会いたします。議事録署名人は、横山重雄委員と野渡リツ子委員にお願いします。</p> <p>それでは議題に入らせていただきます。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 青木委員	<p>&lt;第1号議案第13号を朗読&gt;</p> <p>上瀬谷小学校から北に約130mの農用地2筆ほか3筆3団地です。経営移譲のため世帯内で贈与を行うものです。御審議をお願いします。</p>

議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	第1号議案第13号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第1号議案第13号については、許可と決定します。
議長 事務局 北村委員	次に、第1号議案第14号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第1号議案第14号を朗読> 西部水再生センターから北へ約330mの農用地2筆です。経営拡大のため購入するものです。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第1号議案第14号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第1号議案第14号については、許可と決定します。
議長 事務局 青木委員	次に、第1号議案第15号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第1号議案第15号を朗読> 県立瀬谷西高等学校から北東に約300mの農用地1筆です。譲受人が経営拡大のため購入するものです。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第1号議案第15号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第1号議案第15号については、許可と決定します。
議長 事務局	次に、第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第2号議案第11号を朗読>
安西健一委員	立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明により資力があることを確認しています。地役権設定地について、東京電力パワーグリッド(株)より承諾済みです。 相鉄線いずみの駅から東に約350mの農振白地4筆です。譲受人が土地を購入し資材置場に整備し、借受予定者へ賃貸するものです。 借受予定者は現在市街化区域内で事務所と置場を賃貸していますが、土地所有者が建て替えを検討しており立ち退きを余儀なくされました。また、置場の面積が狭く、廃材を都度処理しなければいけないことから、申請地への移転をするものです。 周囲は農用地が多く、広い道路と接道し、かつ適当な面積の土地が無いいため代替性はありません。

	<p>申請地の北側、西側、南側は道路、東側は畑です。南側入口部分を除きコンクリートブロック及び型枠ブロックとフェンスを設置します。場内は傾斜地のため、全体的に土を均し、入口部分はアスファルト舗装、それ以外は砂利敷とします。雨水は自然浸透にて処理します。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。</p>
奥村委員	<p>当初、高低差が1 mあるとうかがいました。ブロックを2段積んでも40cmくらいしかないと思うので60cmの差があるような場所を、資材置場として使えるのかイメージができないのですが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>ブロックは2段から一番高い所で6段積みになっております。傾斜としては地図の右下が高くて、左上が低い状態になっておりまして、資材置場の入り口は右下、道路面から一番フラットな場所から出入りをします。高低差がございますので、それがなくなるように全体的に土を均してから転圧し、砂利を敷く予定です。全体的に土を均しますと、最終的に地盤高が低い北側、地図の左上はどうしても道路面から高くなってしまいますので、そこについては、型枠ブロックを2～6段積みにし、その上にフェンスを設置します。そのため、地盤高が一番低い左上については、転圧をして型枠ブロックで留める計画になっております。</p>
議長	<p>他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第2号議案第11号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第2号議案第11号については、許可相当と決定します。</p>
議長	<p>次に、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第3号議案第21号を朗読&gt;</p>
高橋孝至委員	<p>議案の詳細については田中推進委員から説明します。</p>
田中推進委員	<p>舞岡中学校から南に約250mの調整白地1筆です。少なくとも平成24年以前から住宅敷地の一部となっています。農地性はありません。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第3号議案第21号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第3号議案第21号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に、第4号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第4号議案第53号を朗読&gt;</p>
青木委員	<p>議案の詳細については金子推進委員から説明します。</p>

金子推進委員	<p>瀬谷さくら小学校から東に約 640mの調整白地 2筆 1 団地ほか 5 筆計 2 団地です。植木を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p> <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第 4 号議案第 53 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
議長	(総員挙手)
委員	総員挙手と認め、第 4 号議案第 53 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 4 号議案第 54 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 4 号議案第 54 号を朗読>
青木委員	議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	<p>原中学校から東に約 250mの生産緑地 2筆 1 団地ほか 3 筆計 2 団地です。植木及びサトイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p> <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第 4 号議案第 54 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
議長	(総員挙手)
委員	総員挙手と認め、第 4 号議案第 54 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 4 号議案第 55 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 4 号議案第 55 号を朗読>
横山委員	<p>県立松陽高等学校から南西に約 50mの農用地 5 筆 1 団地ほか南西に約 300 mの農振白地および農用地の 9 筆 2 団地です。トマトやキュウリなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p> <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第 4 号議案第 55 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
議長	(総員挙手)
委員	総員挙手と認め、第 4 号議案第 55 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 4 号議案第 56 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 4 号議案第 56 号を朗読>
青木委員	<p>県立瀬谷西高等学校から西に約 440mの生産緑地 2 筆です。植木及びサトイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p> <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第 4 号議案第 56 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
議長	(総員挙手)
委員	総員挙手と認め、第 4 号議案第 56 号については、承認と決定します。

議長	総員挙手と認め、第4号議案第56号については、承認と決定します。
議長 事務局 青木委員 相澤推進委員	次に、第4号議案第57号を審議します。事務局から説明をお願いします。 ＜第4号議案第57号を朗読＞ 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。 県立松陽高校から北東に約600mの生産緑地1筆です。ウメ及び露地野菜を栽培しており、肥培管理概ね良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第57号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第57号については、承認と決定します。
議長 事務局 白居委員 根本推進委員	次に、第4号議案第58号を審議します。事務局から説明をお願いします。 ＜第4号議案第58号を朗読＞ 議案の詳細については根本推進委員から説明します。 野庭すずかけ小学校から南東に約120mの生産緑地1筆です。レモン、ウメ等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案58号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第58号については、承認と決定します。
議長 事務局 矢島委員 内田推進委員	次に、第4号議案第59号を審議します。事務局から説明をお願いします。 ＜第4号議案第59号を朗読＞ 議案の詳細については内田推進委員から説明します。 本郷小学校から南西に約250mの生産緑地1筆です。露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案59号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第59号については、承認と決定します。
議長 事務局 白居委員	次に、第4号議案第60号を審議します。事務局から説明をお願いします。 ＜第4号議案第60号を朗読＞ 芹が谷南小学校から西に約300mの生産緑地1筆です。ジャガイモ、ダイコン、長ネギなどの露地野菜及びミカン、カキなどの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案 60号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案第60号については、承認と決定します。
議長 事務局 安西健一委員	次に、第4号議案第61を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第61号を朗読> 中和田小学校から南西に約150mの生産緑地2筆および北に約250mの生産緑地1筆です。ブドウ、カキなどの果樹とタケノコを栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案 61号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案第61号については、承認と決定します。
議長 事務局 青木委員	次に、第4号議案第62を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第62号を朗読> 瀬谷駅から南西に約420mの生産緑地2筆1団地です。ハクサイ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案 62号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案第62号については、承認と決定します。
議長 事務局 青木委員	次に、第4号議案第63を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第63号を朗読> 上瀬谷小学校から北東に約200mの農用地2筆1団地ほか9筆計6団地です。ハクサイ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案 63号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案第63号については、承認と決定します。
議長 事務局	次に、第4号議案第64を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第64号を朗読>

青木委員	議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	原小学校から北に約 250mの生産緑地 11 筆 2 団地です。ハクサイ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 4 号議案 64 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案第 64 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 5 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 5 号議案 保 14-08 を朗読>
青木委員	議案の詳細については金子推進委員から説明します。
金子推進委員	瀬谷さくら小学校から東に約 750mの調整白地 6 筆 1 団地ほか 2 筆計 3 団地です。ダイコン、サトイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 5 号議案保 14-08 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 5 号議案保 14-08 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 6 号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 6 号議案第 14 号を朗読>
野渡委員	議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。
遠藤推進委員	上飯田小学校から南西に約 250mの農用地 2 筆です。田畑転換のため、最大 2.0mの盛土を行うものです。工期は令和 4 年 12 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日を予定しています。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 6 号議案 14 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 6 号議案第 14 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 6 号議案第 15 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 6 号議案第 15 号を朗読>
青木委員	上瀬谷小学校東側交差点から北東に約 450mの農用地 2 筆です。排水改善のため、最大約 2.0mの土の入替えを行うものです。工期は令和 4 年 11 月 26 日から令和 5 年 6 月 30 日を予定しています。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案15号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第6号議案第15号については、承認と決定します。

議長

次に、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第7号議案第7号を朗読>

森委員

市営地下鉄ブルーライン中田駅から北西へ約250mの生産緑地2筆です。主たる従事者の死亡によるものです。令和4年5月に疾病のため入院し、令和4年8月に亡くなりました。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第7号議案第7号については、承認と決定します。

議長

次に、第7号議案第8号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第7号議案第8号を朗読>

青木委員

上瀬谷小学校から北西に約1kmの生産緑地1筆です。主たる従事者の死亡によるものです。平成5年ごろから農業に従事し、亡くなる直前まで耕作を続けていました。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第7号議案第8号については、承認と決定します。

議長

次に、第8号議案「農地法第32条の規定に基づく農地利用意向調査について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第8号議案を朗読>

令和4年度の農地法第32条第1項第1号(黄色区分)および第2号に該当する農地について令和4年12月14日を締切として、利用意向調査を行います。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第8号議案については、承認と決定します。

<p>議長 事務局 議長</p>	<p>次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。  &lt;報告事項第1号から第4号まで一括で報告&gt;  報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。  御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。</p>
<p>農政推進担当 農政推進担当</p>	<p>&lt;人・農地プランについて説明&gt;  &lt;令和4年度農地利用状況調査の結果に基づく通知について説明&gt;  ・令和4年度に行った農地利用状況調査に基づき、農外利用地及び不耕作地について通知を行う。  &lt;その他情報提供・事務連絡を行う&gt;</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありませんでしょうか。  御意見がないようでしたら、これをもちまして第29回総会を閉会といたします。</p> <p>(閉会 午後3時40分)</p>

令和4年11月25日開催 第29回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豁	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	欠席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	議事録署名人
10	福本 清		欠席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	議事録署名人
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		欠席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名：澤田所長、小高係長、小林事務職員、福士技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、鈴木事務職員、山本(玲)事務職員、山本(優)事務職員  
農政推進担当：佐藤技術職員、畠山技術職員